

令和 7 年度 事業計画（岩手支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明、議論を実施 ・ 事業主、加入者へ決算及び保険財政の見通しに関する情報発信 ・ 岩手県医療審議会等での、安定した財政運営を行う観点から積極的な意見発信 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底 ・ 職員の意識改革及び業務量の多寡・優先度に対応するための多能化の推進 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、

業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改革への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ サービススタンダード（10 日間）の達成率 100%を継続
- ・ 加入者・事業主の利便性向上及び負担軽減に向けた郵送による申請の促進
- ・ 電話相談体制の強化による品質向上の推進
- ・ お客様満足度調査・お客様の声に基づく課題の改善及び加入者サービスの向上

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI：1）サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2）サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
- 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等による傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な履行
- ・ 不正疑い申請に対する保険給付適正化プロジェクト会議における内容精査及び必要に応じた事業所への立入調査・厚生局への情報提供の実施
- ・ データ分析ツールを活用した柔道整復施術療養費にかかる多部位かつ頻回、長期かつ頻回申請の多い施術所への警告

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の過剰受療等の適正化に向けた審査の強化
- ・被扶養者資格の再確認にかかる未送達事業所の所在地調査及び未提出事業所への提出勧奨の徹底

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・レセプト内容点検行動計画に基づくシステムを活用した効率的かつ効果的な点検の推進
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査傾向および査定実績等を共有した高点数レセプトの点検強化
- ・内容点検の質的向上を目的とする定期的な研修等の実施

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※１ 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※２ 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
- ・マイナンバー未登録の加入者に対する効果的なマイナンバー登録勧奨の実施
- ・マイナ保険証の利用推進及び資格確認書・資格情報のお知らせの円滑な発行
- ・オンライン資格確認等システムの加入者・事業主への周知、広報の実施
- ・電子申請等の導入における加入者・事業主への周知、広報の実施

【重要度：高】

2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	○ データ分析に基づく事業実施 ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化、保健事業の推進及び加入者への広報に向けたデータ分析の実施 ・医療費・健診等データを活用した岩手県や県内市町村との共同分析の実施 ・協会けんぽ調査研究報告書、調査研究フォーラムへの応募を視野に入れた調査研究の実施 ・分析結果に基づく事業の実施及び情報発信 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・分析の精度を高めるための外部有識者の知見を活用した調査研究の検討 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。
--------------------------	--

③ 好事例の横展開

- ・ 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進に向けた関係者への働きかけ実施

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

◆生活習慣病予防健診受診者数の拡大

- ・健診機関が乏しい地域の事業所に対する集合バス健診実施日程の広報の実施
- ・生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診実施委託機関の拡大
- ・業界団体と連携した生活習慣病予防健診及び付加健診にかかる広報の実施

◆事業者健診結果データ取得数の拡大

- ・労働局との連名通知による受診勧奨の実施
- ・外部委託機関を活用した電話勧奨の実施
- ・40歳未満の事業者健診結果データ取得勧奨の実施
- ・被扶養者に対する健診結果票取得勧奨の実施
- ・データ提供契約健診機関の拡大交渉の実施
- ・電子カルテ情報共有サービスの活用による事業者健診データの取得促進

◆被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大

- ・市町村における集団健診会場へのダイレクトメールによる誘導の実施
- ・拡充オプショナル健診（歯科検診・眼底検査・骨粗しょう症検診）を含めた集団健診の実施
- ・商業施設等を活用した集団健診（まちかど健診）の実施
- ・40歳に到達する被扶養者への特定健診制度周知広報の実施

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：173,643 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 65.8%（実施見込者数：114,257 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：23,615 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：36,211 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 32.0%（実施見込者数：11,588 人）

- KPI：
- 1）生活習慣病予防健診実施率を 65.8%以上とする
 - 2）事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする
 - 3）被扶養者の特定健診実施率を 32.0%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

◆被保険者の特定保健指導実施者数の拡大

【健診機関との取り組み】

- ・ 契約健診機関との特定保健指導実施者数拡大に向けた定期的な打合せの実施
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関への特定保健指導実施拡大に向けた働きかけの実施

【外部委託機関との取り組み】

- ・ 外部委託機関によるタブレットを使用した遠隔面談の推進
- ・ 外部委託機関を活用した継続支援の実施
- ・ 直営保健指導不在地域や、休日・夜間等に特定保健指導を希望する事業所への専門機関による特定保健指導の実施

	【事業所に対する取り組み】 ・ 事業者健診データ提供事業所への早期及び確実な特定保健指導案内の実施 ・ 保健指導者による事業所支援を通じた特定保健指導実施件数の拡大 【その他】 ・ 成果を重視した特定保健指導の推進 ・ 共同利用不同意事業所への再勧奨の実施 ・ 中断率の減少を目指した保健指導者研修会の開催 ◆被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大 ・ 支部保健指導者によるタブレットを活用した遠隔面談の実施 ・ 協会主催の集団健診時の特定保健指導の実施 ・ 支部来所型の特定保健指導の実施 ・ 市町村と連携した特定保健指導実施体制の整備 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：33,687 人） ・ 特定保健指導 実施率 27.2%（実施見込者数：9,163 人）
--	--

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,083 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.4%（実施見込者数：113 人）

- KPI：
 - 1）被保険者の特定保健指導実施率を 27.2%以上とする
 - 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 10.4%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

◆未治療者に対する受診勧奨

- ・ 外部委託機関を活用した受診勧奨の実施
- ・ 岩手県、岩手県医師会と連携した受診勧奨の実施
- ・ 血圧・血糖・脂質異常者に対する事業所と連携した受診勧奨の実施

◆糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 岩手県の基準に基づく糖尿病性腎症予防プログラムへの対応
- ・ 慢性腎臓病（CKD）の疑いがある者に対しての受診勧奨の実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
 （※）令和 7 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・「いわて健康経営宣言」登録事業所数の拡大
- ・健康経営実践支援会議参画団体等（県、経済団体、マスコミ、民間生保会社）と連携した健康経営の取組の推進
- ・「いわて健康経営宣言」登録事業所へ付与するインセンティブの充実
- ・事業所健康度診断（事業所カルテ）や健康づくりに寄与する情報の提供、「職場の健康チェックシート」の活用による宣言登録事業所の健康づくり促進
- ・推定塩分摂取量測定による減塩啓発事業の実施
- ・野菜摂取量測定器を活用した高血圧対策啓発事業の実施
- ・健康経営宣言の宣言項目標準化後の質の向上に向けた事業所への働きかけの強化
- ・産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス対策の推進

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 2,020 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

⑥ その他保健事業

- ・関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
- ・歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

- ・電車及びバス車内広告を活用したジェネリック医薬品の使用促進
- ・バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進に向けた医療機関等への働きかけの実施
- ・上手な医療のかかり方に係る働きかけとして、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点について加入者への周知・啓発

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする
（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

◆医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・岩手県医療審議会、岩手県医療審議会医療計画部会での意見発信

◆医療提供体制に係る意見発信

- ・地域医療構想調整会議や医療審議会における意見発信
- ・保険者協議会での意見発信、連携した取組みの推進
- ・標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した分析結果及び岩手県から提供される医療データ等を活用した意見発信

◆医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・岩手県健康推進計画推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県循環器病対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会における情報、意見発信

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・加入者、事業主の取組促進に資する様々な媒体を活用したインセンティブ制度（各評価指標の結果及び取組）の周知広報

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

◆広報関係

- ・広報計画に基づいた本部と連携した統一的・計画的な広報の実施

	・地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な情報発信 ・定期広報の紙面充実及び分かりやすい紙面作成 ・加入者へ直接情報を届けることができる媒体（LINE、メールマガジン）の活用（定期配信）および登録者数の拡大 ・「岩手県民健康応援キャンペーン」による健康経営の推進等に関する広告の掲載 ・商工会議所等関係団体等を通じた情報発信 ◆健康保険委員関係 ・未委嘱事業所への文書による登録勧奨の実施 ・社会保険委員会、社会保険協会、日本年金機構等と連携した研修会の開催 ・健康保険委員表彰の実施 ・健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による事業参画 ・健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握および事業への反映 ■ KPI： 1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.0%以上とする 2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする 3）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	○人事・評価制度の適正な運用 ・マネージャー会議等を活用した管理職の育成 ・組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施および目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底 ・評価結果のフィードバック等を活用した職員の意識改革 ○保険者機能発揮のためのデータ分析・意見発信力向上に向けた人材育成 ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進 ・本部研修への職員の参加と伝達研修の実施 ・CS 向上、レセプト点検、保健指導のスキルアップ等の支部の課題解決のための研修実施による人材育成

	○働き方改革の推進 ・ 加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組むための働き方改革の推進（健康で働きやすい職場環境の整備、協会としての健康経営の推進、次世代育成支援、女性活躍の推進、福利厚生の実施等） ○リスク管理 ・ 個人情報保護および情報セキュリティ研修の実施 ・ 情報セキュリティ確認テストの実施とフィードバック ・ 支部独自研修および伝達研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止 ・ 自主点検の着実な実施（半期に1回） ・ 内部統制の強化 ○コンプライアンスの徹底 ・ コンプライアンス研修の実施 ・ コンプライアンス委員会の実施（半期に1回以上） ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 入札案件の業者への声掛け、公告期間や納期までの期間の十分な確保及び複数者からの見積書の徴取 ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告を実施 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--